

大阪府富田林保健所運営協議会の委員名簿

(令和5年7月4日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
池田 文子	イケダ フミコ	富田林市婦人団体連絡協議会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認めるもの(所管区域において保健所運営に関する団体の代表)」として選任
猪阪 成宏	イサカ シゲヒロ	富田林保健所公衆衛生協力会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認めるもの(所管区域において保健所運営に関する団体の代表)」として選任
梅崎 晋吾	ウメザキ シンゴ	河内長野市歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
小川 衛子	オガワ エイコ	大阪府富田林子ども家庭センター長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
小杉 博基	コスギ ヒロキ	富田林歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
芝元 啓治	シバモト ケイジ	大阪狭山市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
島田 智明	シマダ トモアキ	河内長野市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
鈴木 憲	スズキ ケン	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
須田 旭	スダ アキラ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
立花 義章	タチバナ ヨシアキ	大阪狭山市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
田中 祐二	タナカ ユウジ	太子町長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
戸田 理江	トダ リエ	富田林薬剤師会理事	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
中島 一光	ナカジマ カズミツ	大阪食品衛生協会狭山支部長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認めるもの(所管区域において保健所運営に関する団体の代表)」として選任
中谷 直喜	ナカタニ ナオキ	河内長野警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
西野 修平	ニシノ シュウヘイ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
藤岡 洋	フジオカ ヒロシ	富田林医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
船多 大	フナタ ダイ	河内長野市薬剤師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
古川 照人	フルカワ テルヒト	大阪狭山市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
豆野 陽一	マメノ ヨウイチ	狭山美原歯科医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
水本 孝后	ミズモト タカコ	太子町婦人会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認めるもの(所管区域において保健所運営に関する団体の代表)」として選任
南本 斎	ミナミモト ヒトシ	千早赤阪村長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
森田 昌吾	モリタ ショウゴ	河南町長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
森前 俊也	モリマエ トシヤ	黒山警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
矢野 登志夫	ヤノ トシオ	富田林警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
山口 竜司	ヤマグチ リュウジ	河内長野市医師会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の団体者」として選任
吉村 善美	ヨシムラ ヨシミ	富田林市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任

(五十音順)